

平成26年第6回定例会

小清水町議会会議録

平成26年第6回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成26年6月18日（水曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 発議第 3号 議員研修会の参加について
- 第 5 意見案第 5号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書(案)の提出について
- 第 6 意見案第 6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書(案)の提出について
- 第 7 意見案第 7号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出について
- 第 8 意見案第 8号 憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使容認」に反対する意見書(案)の提出について
- 第 9 意見案第 9号 規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書(案)の提出について
- 第10 一般質問
- 第11 報告第 2号 平成25年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第12 報告第 3号 平成25年度小清水町一般会計継続費繰越計算書について
- 第13 議案第41号 専決処分した事件の承認について(町税条例等の一部を改正する条例制定)
- 第14 議案第42号 平成26年度小清水町一般会計補正予算(第2号)について
- 第15 議案第43号 平成26年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第16 議案第44号 小清水町立特別養護老人ホーム愛寿苑の指定管理者の指定について
- 第17 議案第45号 小清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第18 議案第46号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第19 議案第47号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第20 議案第48号 除雪トラック交換事業にかかる購入契約の締結について
- 第21 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

出席議員（10名）

1番	林	幸雄	君	2番	大石	誠示	君
3番	下平	正吾	君	4番	森	浩	君
5番	八木	勝正	君	6番	槻間	善高	君
7番	工藤	孝一	君	8番	高橋	隆文	君
9番	遠藤	満夫	君	10番	坂田	秀昭	君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	林直樹	君
小清水町教育委員長	鬼塚茂	君
小清水町代表監査委員	中島正喜	君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明	君
総務課長	権藤結	君
企画財政課長	金原武浩	君
町民生活課長	横山仁	君
保健福祉課長	鈴木祐之	君
産業課長	久保弘志	君
建設課長	服部隆文	君
愛寿苑長	横田秀昭	君
子育て支援課長	河西定博	君
教 育 長	渡邊等	君
生涯学習課長	瀧口 顕	君
監査委員事務局長	中野也寸志	君

○本会議に従事した者

議会事務局長	中野也寸志	君
書 記	細川ひろみ	君

◎開会の宣言

- 議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成26年第6回町議会定例会を開会いたします。
（開会 午前9時30分）

◎開議の宣言

- 議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は
5番 八木 勝 正 議員 6番 槻 間 善 高 議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
遠藤満夫議会運営委員長。
9番。
○議会運営委員長（遠藤満夫君）去る13日に本定例会に向けての議会運営委員会を開催し、種々
を検討した結果、本日一日と決定をしたところです。
以上報告といたします。
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）
○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を中野事務局長から報告させます。
○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
3月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配布しております。
監査委員からの例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配布しております。
本日の議案に関わる説明資料につきましては、事前配付に関わるもの以外に入札及び契約状況表
を配付しております。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

- 議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。
併せて、日程第3、行政報告について、報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説
明を願います。
林町長。
○町長（林直樹君）開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、平成26年小清水町議会第6回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにおかれましては、公私とも何かとご多用の中、全員のご応召を賜り、ここに定例会が開会できますことに厚くお礼申し上げます。

また、平素町行政の推進にご理解とご協力をいただいておりますことに併せて感謝申し上げます。

さて、本定例会にご提案させていただきます案件でございますが、まずはじめに、2件の報告案件ですが、平成25年度の一般会計における繰越明許費及び継続費につきまして、その繰り越し状況をご報告し、それぞれご承認をお願いするものです。

次に、8件の議案ですが、専決処分した事件の承認は町税条例等の一部改正、指定管理者の指定は平成27年4月1日から特別養護老人ホーム愛寿苑を管理運営する指定管理者の指定、計画の変更は平成27年度までの6年間の計画期間とする過疎地域自立促進市町村計画の変更、組合規約の変更は北海道町村議会議員公務災害補償等組合及び北海道市町村総合事務組合規約の変更、契約の締結は除雪トラック購入契約の締結、補正予算といたしまして、平成26年度一般会計及び介護保険特別会計予算につきまして、所要の補正をお願いするものでございます。

最後に人事案件として、任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員3名の選任の同意をお願いするものでございます。

以上が、今議会にご提案させていただく案件の概要ですが、詳細につきましては、後ほどそれぞれ説明させていただきますので、各議案につきまして、よろしくご審議のうえ原案にご協賛下さいますようお願い申し上げます、お礼を兼ねまして挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております行政報告書をご覧ください。

なお、私の補足説明はごく簡単に行いますので、ご了承願います。

3ページ左側下段、農作物作況調査であります、別紙、農作物生育状況調査報告書をお配りしておりますのでご覧ください。

本年度より、網走農業改良普及センター清里支所管内の農作物生育状況調査に加えまして、町単独の調査も実施しておりますことから、小清水町の生育状況についても記載しておりますので、報告様式を一部変更しております。

まず、総体的な状況でございますが、本年は春先の低温により融雪が進まず蒔き付けは例年より遅れたところであり、また、5月中旬の暴風雨がさらに農作物の生育及び農作業に遅れを期したところでございますが、5月下旬以降の高温により、生育状況は回復し概ね順調に推移しているところでございます。

このような中、網走農業改良普及センター清里支所より、6月15日現在における農作物生育状況調査報告書が公表されましたので、その内容について補足説明いたします。

資料の見方でございますが、表の左側が作物名、次に生育概況欄の上段が本年度の数値であります、先ほど申し上げましたとおり町単独の調査の実施によりさらに細分化した、上段を小清水町の数値、下段を支所管内の数値としておりまして、下段の平年値につきましても同様でございます。

作物ごとの遅速日数で見ますと、小清水町の生育概況ではどの作物においても5月下旬以降の高温により、秋まき小麦が3日、春まき小麦、馬れいしょ、てん菜が1日、大豆が4日早い生育となっております。飼料作物につきましても状況は同じでありまして、とうもろこしが3日、牧草が2日早い生育となっております。

なお、たまねぎにつきましては、本年より新たに調査に加えたものでございます。

以上のような調査結果から、全体的に生育は早まっている状況となっておりますが、農作物は今後の天候や適切な圃場管理によって収穫量が大きく左右されますことから、農業者の皆さまをはじめ関係者一丸となって、生育状況に応じた適切な対応と、一層のご努力により、豊穰の出来秋を迎えたいと願っているところでございます。

以上で行政報告を終わります。

◎発議第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、発議第3号、議員研修会の参加についてを議題といたします。

札幌市で開催される北海道町村議員研修会には、林幸雄議員、大石誠示議員、下平正吾議員、森浩議員、八木勝正議員、槻間善高議員、工藤孝一議員、高橋隆文議員、遠藤満夫議員、及び私、坂田の10名が参加することといたしたいと思います。

お諮りいたします。

発議第3号、これに参加する場合の議員の出張並びに細部の取り扱いについては、予め議長に一任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、本件はそのように決定しました。

◎意見案第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、意見案第5号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、下平正吾議員の説明を求めます。

3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）意見書第5号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書についてでございますけども、この意見書については昨年も同様提出してございますので、要点をもって説明とさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

配置計画で再編・統合・募集停止の対象とされている高校では、入学希望者の激減する現象が生じています。

さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっております。地元の高校を奪われた子供たちは、遠距離通学や下宿生活を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学を断念まで追い込まれかねないといった実態も報告されています。

従って、広大な北海道の実情にそぐわない新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、中学校卒業者の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障すべきです。

そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域経済、産業、文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことが必要です。

次の趣旨にもとづいて、事項を要請していきたく思います。

6ページでございます。

一、道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

二つ目、公立高校配置計画については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

三つ目、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、遠距離通学費等の助成制度の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町から高校へ通学する子どもたちにも制度の対象とすること。

四つ目、しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思います。慎重審議のうえ、採択をお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第5号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第5号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第6号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、意見案第6号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、下平正吾議員の説明を求めます。

3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）この意見書も、過去に数年、提出してございますので、これも要点だけ説明させていただきたいと思います。

今年度の政府予算では、少人数学級推進のための加配措置は、少子化を理由に被災した児童生徒への学習支援を含む1千703人とどまり、さらに生活保護費の策定要素である生活扶助費を段階的に削減する政策を進めています。生活保護世帯は、全道で12万2千となっており、生活保護費の削減は、就学援助を受ける全道9万4千の子どもたちにも影響を及ぼすおそれがあります。

これらのことから、国において義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元など、下記の項目について、教育予算の確保、充実、就学保障の充実をはかるよう意見します。

1、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を2分の1に復元すること。

2、30人以下学級の早期実現にむけて小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、新たな教職員定数改善計画を早期に実施すること。また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。

3、子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。

4、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

5、就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思います。慎重審議のうえ、採択されますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第6号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第6号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第7号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、意見案第7号、地方財政の充実・強化を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、下平正吾議員の説明を求めます。

3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）地方財政の充実・強化を求める意見書、これについても2、3年前から意見書を提出してございますので、要点を申し上げて説明に代えさせていただきたいと思えます。

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大にむけて、政府に次のとおり対策を求めていきたいと思えます。

一つ、地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定にあたっては、国の政策方針に基づき一方的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。

二つ目、社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大をはかること。

三つ目、復興交付金については、国の関与の縮小をはかり、採択要件を緩和し、被災自治体により復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。

四つ目、法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ地方税財源の確保をはかった上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実をはかること。

五つ目、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

六つ目、地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。

七つ目、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について引き続き対策を講じること。

八つ目、人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思えますので、慎重審議のうえ、採択をよろしく願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

意見案第7号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第7号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第8号

○議長(坂田秀昭君) 日程第8、意見案第8号、憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使容認」に反対する意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、下平正吾議員の説明を求めます。

3番、下平正吾議員。

○3番(下平正吾君) 憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使容認」に反対する意見書。

安倍晋三首相は、従来の「憲法9条の制約から保有するが行使できない」とする憲法解釈を変更し、国会審議や国民の声を聞くことなく、閣議決定によって行使を容認しようとしています。

いったん行使を認めれば、こうした要件は拡大解釈が可能となり、活動範囲にも歯止めが利かなくなることは明らかです。

このように解釈変更によって実質的な改憲を行い、憲法前文や第9条によって禁じられている集団的自衛権の行使を、時々政府や国会の判断で容認することはあってはならないことです。「非武装平和主義」「基本的人権の尊重」「国民主権」を三大原則とする日本国憲法は、恒久平和の強い願いを込めて制定されたものです。集団的自衛権の行使に道を開く憲法解釈の変更を断じて行わないよう要請をします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思いますので、慎重審議のうえ、採択をお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

意見案第8号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第8号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第9号

○議長(坂田秀昭君) 日程第9、意見案第9号、規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

8番、高橋隆文議員。

○8番(高橋隆文君) ただ今上程されました意見書案第9号について説明いたします。規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書案でございます。

5月22日に、政府の規制改革会議は「農業改革に関する意見」を発表しましたが、今後、与党との協議を踏まえ、6月中旬に最終的なとりまとめを行い、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂に反映させる予定となっております。

今回の意見書に盛り込まれた農業委員会制度の見直しや農業生産法人の大幅な要件緩和等は、地域農業の姿を大きく変容させるとともに、農業協同組合制度の見直しについては、JAグループを事実上解体に追い込む内容であり、農業者、地域住民、国民生活に重大な支障をきたすことが懸念されます。

ついでには、規制改革会議意見書の「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂への反映にあたり、下記のとおり要請するものです。特段のご高配を賜りたいと思います。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂にあたり、真に農業者の所得向上・地域生活インフラの維持向上・国民に対する食糧供給の安定確保・農地の適正利用に資する観点から、規制改革会議の意見書を反映するにあたっては、これらのことを十分に重視すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。ご審議をいただき原案どおり可決くださいませ関係機関に送付くださいますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第9号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第9号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君）日程第10、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）先に通告してございます、担い手の育成と確保について町長のご所見をお願い申し上げたいと思います。

現在、農業の課題は多々ある中で、特に担い手の育成と確保は最重要課題と考えています。

小清水町農業振興計画の中で、新規就農に係る各種制度の活用、そして意欲ある担い手に円滑な農地の利用集積を図ることとし、特に、小規模農家の経営安定のための規模拡大を積極的に推進すると基本目標をかかげていますが、具体的にどのように進めていくのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

本町の農業は、安全・安心で良質な食料の安定的な供給をはじめ、地域の環境保全、美しい景観の形成などの多面的な機能の発揮を通じて、町民の健全な暮らしを支えるとともに、食品加工や観光などの幅広い産業と結びつき、地域の基幹産業として重要な役割を發揮しているところでございます。

しかし、一方では、規模拡大や生産性の向上が重視される中で、農業・農村を支える担い手の減少や高齢化の進行など、様々な課題に直面しているところであり、とりわけ、後継者対策を含む農

業の担い手の育成と確保は重要課題であることにつきましては、議員の考え方と等しく認識しているところでございます。

ご質問は、平成23年9月に策定した農業振興計画の基本目標のうち、意欲ある担い手への農地の利用集積の推進、特に、小規模農家の経営安定のための規模拡大の積極的な推進を、町は具体的にどのように進めていくのかについてでございます。

現在、本町には耕作放棄地は無いものと認識しており、担い手への農地の利用集積、あるいは小規模農家の経営規模拡大の推進は、後継者がいないなどの理由から、離農された農地を貸借又は購入することによるものが多数を占めている状況でございます。

農業協同組合が本年4月に策定いたしました、第9次中期3ヵ年計画におきましては、担い手の育成を図るための取り組みとして、将来の地区・個人経営のあり方及び農地の有効利用の仕組みづくりについては、地域の話し合い又は協議の場づくりを進めることとされ、また、コントラクター事業等の農業支援法人の高度化を図ることなどが掲げられているところでございます。

町といたしましても、地域が主体となり、認定農業者を中心とする担い手の育成及び担い手への農地の利用集積などを一体的・総合的に推進するべきであると考えておりまして、農業協同組合をはじめ、各関係機関と連携を図りながら、取り進めていく所存でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）3番。下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）町長が答弁していただいた事については、一般的に基本的なことではないかと私は考えていますけども、小清水の農業の営農の仕方というのが私はあると思っています。

ですから、基本的に農地を集約する、小規模農家がリタイヤしたり、それから高齢化になったり、後継者がいないとか、そういう問題でやめる方の土地、やむを得ず仕方ない場合もありますけども、あんまり小規模農家の規模拡大をして、そして就農される担い手が希望のもてるような農業をするという言い方は、私は小さい農家の離農促進をはかることにつながるのではないかと一番心配しています。

小清水はですね、昔、5町でもちゃんと生活して、子ども二人三人育てて教育した農家もでございます。今、15町あれば充分やれる農家もあります。それはそれなりの負債の問題もございすけども、やはり小清水は、他の地域と違って恵まれた立派な土地がございすので、そのやり方を考えて、なるべく小清水から人口を減らさないように残っていただいて農業をしていただくと、それが一番大事ではないかと思えます。

ただ集積して貸したとか借りたとかということで国の補助金をもらうからそれについていくんだという話は、あんまり私は賛成ではないと考えています。

ですから、こういうことを自治体とJAがしっかりと手を組んでやれば小清水農業というのを確立できると思えます。

ですから、頑張ってくださいと思うし、特にこの計画書、色んな農業に関する、町、JAがだしてる本を読ませていただいたんですけども、営農類型というのがあるんです。

営農類型作ったのは何年ですか。あとで最終的に何年だったのか聞かせて欲しいんで。

今の営農類型がああタイプでいくのであれば、きちっとやればやれると思えますよ。ただやらないのであれば、あタイプはなぜ直さないのかということです。

ですから、その辺も含めて答弁をしていただきたいと思えますので、よろしく願います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えをしたいと思います。

下平議員のおっしゃることは、小規模農業者においても、経営の仕方によっては経営を続けていくことができるのではないかと、町の農業振興計画でもそのような営農類型があるんじゃないかと、そういったことを大事にしていったらいいんじゃないかと、その小規模の営農類型を推進しないのであれば、なぜ見直さないんだというご指摘だと思うのですが、第8期の農業振興計画は平成23年から27年ですから、来年度で終わるという5ヶ年計画です。

議員ご指摘のとおり、畑作養豚複合経営型15ヘクタールで経営ができますよという、そういう営農類型は確かに載っております。

現在、町では類型はもういないといっている訳ではないのですが、なかなか15ヘクタールで農業経営を立派にすることができている農家もあるでしょうし、なかなかできない農家もいると、そういった中で規模拡大の傾向にあるのが、一般的な本町の農業形態ではないかというふうに思います。

今後とも関係する農業協同組合と連携協調しながら、下平議員がおっしゃるように15ヘクタールでも立派に農業経営が続けていけるような形を探りながら、今後も農業の推進にあたっていきたいと考えておりますので、ご答弁に代えさせていただきます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

はい3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）最終的には営農類型のことで答弁いただいたようなかたちですけども、基本的には、例えば小規模農家、リタイヤされて、そしてそれをいずれにしても集積によって、農業公社との話し合い、行政を通じて色んなこととして、土地を貸したり借りたりするわけですけども、ただ一番困るのはですね、今、9千500ヘクタールの耕作可能面積がございます。そして325戸の農家があります。単純計算されたら皆さん分かるかと思いますが、約30ヘクタール近い畑を持っているわけです。これが集約して小規模のところにそれを与えて担い手確保する要件としてうんぬんと書いてありますけども、一番困るのは、40町、この前後というのは機械もトラクターもそれなりに台数が必要になってくる、大型化になってくる、経費もかかる、そしたら10町や5町増えたことでそれだけ経費をかけて、それだけの収益を上げられるかと今の世の中で、そういう問題も一つあります。

ですから中途半端なんです、小清水の場合。中途半端な農業主体を意味しているのではなくて、そういうことが中途半端なんです。小清水は今の面積でも十分やっぱり行政が手助けしたら、いろんな物に試行錯誤しながら考えたら十分やっていけないのではないかと思います。

恵まれた地域ですので、その辺をしっかりした技術や普及所との連携のもとで、やっていただければできるかなと考えてますので、あんまり小規模から転換して大規模にするんだという言葉はやめて、小規模でもやれるんだというものを全面で町でうちだして、そして人口も減少させないで、人口が減れば、地域も崩壊していきますから、やはり人口がおれば色んな物も助かるわけですから、その辺も考えていただきたいと思います。

答弁あればしていただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

議員のおっしゃることについては、充分理解できますので、次の農業振興計画の見直し時期までに、そういった形を模索しながら、普及センター、農協とも連携をとりながら、次の農業振興計画を受理するときにどう活かしていくかということ、今から検討していきたいと考えておりますので、答弁に代えさせていただきます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）

次に7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）7番。先に通告してあります。3点について質問いたします。

まず1点目に、合葬墓の設置についてであります。核家族・少子化が進む中、公設による合葬墓等の設置が全国で20年位前から行われております。家族単位ではなく、広く共同で承継者の有無に関係なく利用するお墓も必要に思います。町長の所見をお伺いいたします。

2点目ですが、地域担当職員制度についてであります。日々仕事を通して町民の生活と福祉向上のため努力されている役場職員の方々に対して、今まで以上に町民と顔の見える関係を築き、町民の目線に立ち、町民を励まし続けるという立場を実践してもらい取り組みとして、地域担当職員制度を設けるべきだと思いますが、所見を伺いたいと思います。

3点目ですが、学校給食における食物アレルギーの治療と管理についてです。食物アレルギー児童生徒が事故を起こさず、他の子どもと同じように集団生活を送るための最大限の支援をすることや、保護者に対し、必要に応じて適切な情報提供に務め、治療への架け橋となる様、医療機関との連携を密にする必要があると思いますが、教育長の所見をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ご質問の一点目、合葬墓についてお答えいたしたいと思います。

遺骨は、先祖や家族など血縁者のお墓や自身で建てたお墓に埋葬するのが一般的であります。近年、核家族化や少子化などを背景に、特に都市部において墓主が見当たらないといった方から、合葬墓への埋葬を希望される方が増えていると耳にすることがございます。

また、近隣では、網走市が昨年10月、300人分の遺骨が納められる合葬墓の供用が開始されたと聞いておまして、網走市の昨年度末の予約数は、生前予約も含めて157件、うち埋葬は26件とのことでありまして、全世帯に占める予約の割合は0.9%ということだそうであります。

議員が言われるように、本町も例外ではなく、核家族化・少子高齢化が進んできておりますが、住みよいまちづくりのため開催しております町政懇談会や町長への手紙などを含めて、現在のところ、町民の皆さまから合葬墓の設置についての要望等はないと承知しておりますが、今後、墓地用地を借りに来られる方などのご意見等もお聞きしてまいりたいと思います。

次に、ご質問の2点目について、お答えいたします。ご質問の制度につきましては、地域の課題や問題を解決していく方法の1つとして、平成19年の自治会連合会総会の席上でご提案させていただき、また、平成20年には意見集約をさせていただいたところでありますが、結果として、この地域担当職員制度の実施を望む自治会が極めて少なかったという状況から、実施を見送った経過でございます。

そのようなことから、現時点において地域担当職員制度を導入する考え方はございませんが、今後において、自治会連合会等からの多くの要望があった場合には、再度検討して参りたいと考えておりますので、経過も踏まえてご理解いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（坂田秀昭君）渡辺教育長。

○教育長（渡辺等君）それではご質問のありました、3点目の学校給食における食物アレルギー治療管理についてお答えしたいと思ひます。

教育委員会としては、食は大切なことであると考えております。

このため、学校教育においても心身ともに成長の途上にある児童生徒にとって栄養バランスのとれた食事を、1日3回しっかり摂り、生活のリズムをつくるとともに、食に関する正しい知識と、望ましい生活習慣を身に付けることができるよう食育に関する指導に取り組んでいるところでございます。

ご質問の食物アレルギーについてですが、現在、発症数や重篤度から勘案して、「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令」では、特定原材料とされている食品は卵、

そば、乳等7品目、特定原材料に準ずるものは20品目と食物アレルギーの原因食物は多種にわたっているとご紹介します。

このようなことから、学校給食において食物アレルギーによる患者を出さないよう家庭との連携を図るために、まず、新入学児童につきましては、毎年2月に保護者に対して児童の食物アレルギーの有無の調査を行っております。

また、在籍する児童生徒に対しても、毎年4月に食物アレルギーの調査を行うなど、その把握に努めているところでございます。

本年度の調査においてアレルギー原因食物があると回答があった児童は、小・中学生合わせて40名程度、そのうち給食の食材として使用していないそば、イクラ、キウイ、ピーナッツ等に対してアレルギーのある児童、また、牛乳のアレルギーのため、お茶に変更対応をしている児童等を除きますと、小中学生合わせて4名の児童が給食センターとして食物アレルギーの対応が必要な児童と考えております。これらの児童の家庭に対しては、献立表の中にアレルギー食物の有無が記載されている献立情報の提供を行うとともに、原則としては行わないこととしているアレルギー対応の除去食についても、可能な範囲での対応などに配慮しております。

このように、家庭と学校、栄養教諭、養護教諭、給食センターとの連携を図りながら共通理解のもとに献立づくりや給食対応を進めているところでございます。

また、病院との連携についてですが、学校保健安全法に基づく学校医を小清水日赤の医師にお願いしているところでございます。

今後とも、このように学校医との連携を図りながら子ども達の安全な環境づくりに努めて参りたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）7番。今、林町長から答弁いただきました合葬墓の設置については、今後意見集約に努めるとのご返答かと思いますが、特に小清水の墓地については、亡くなられた方は、いわゆる親類縁者、子どもや兄弟によって供養されていきますが、代を重ねるにつれて、お墓の継承者が消滅するなど、無縁化する場合は既に現れてるともいわれています。管理者であります小清水町においても現在の小清水町の墓地の調査を行って、将来ともに無縁化することを避けるという管理努力をすべきだとも感じております。代を重ねることによって、将来を30年後40年後、心配して合葬墓を希望する住民も少なからずいらっしゃると思います。それについても再度ご答弁をお願いしたいと思います。

2点目の地域担当職員制度については、平成19年に自治会に提案し、平成20年意見集約してあまり要望がなかったという経過にあるというふうにお聞きしました。できればもう一度地域の各自治会の方にも要請し、あるいは役場職員の方々とも議論を深めていただければありがたいと思います。要望いたしたいと思います。

3点目の学校給食の食物アレルギーの問題ですが、説明の中の40という数字の意味が、ちょっと私、申し訳ございません、抜けてしまいましたが、特にオホーツク管内でも北見等の都市部の学校では、小児科医の専門の医師の指導あるいは指示による生活管理指導表というのを作成しております。そういうものの基について対応しております。その医師が指示する食べられる範囲に基づいて、栄養指導を行うことが重要だというふうにされております。

食物アレルギーの症状については、重篤の場合、現在では全国平均200人から300人に1人の確率で血圧低下や意識喪失など、生命を脅かすショック状態になると指摘されております。

従って専門医への受診を基本とするよう、学校医も重要であります。専門医との連携を計るよう教育委員会に強く求めるものであります。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

1点目の無縁墓地が将来おきないように今から対策をしてはどうかというご意見だと思いますが、その事も必要だと思いますけども、どのようにしたら無縁墓地が発生しないのかと、きっと方策は私は無いんじゃないかなというふうに思っております。

そういったことで、現在本町の墓地において、どれが無縁墓地なのかという調査も実際にはされてないような気がいたしますので、その辺どこまで調査できるのか、今の段階でははっきりと申し上げられませんが、そういった事も含めて、合葬墓の必要性、現在は強く聞かれておりませんが、そういった事も視野に入れながら検討することも必要ではないかというふうに思っております。

それから二つ目の地域担当職員制度の関係でございますが、先程答弁したとおり、19年度に私どもから自治会連合会に提案をしたのですが、結果的には1年間、自治会連合会の中で十分検討していただいた結果、20年度に今は必要ないですと言われておりますので今後、自治会連合会と再度そういった意向があるのかどうか意見聴取しながら、必要があれば、再度検討することはやぶさかではございませんので、自治会連合会とももう一度意向確認をさせていただきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）食物アレルギーの質問にお答えしたいと思います。

まず最初に40名の児童生徒の関係ですが、これは今年度、毎年調査を行って関係で、小中学生合わせて食物にアレルギーのある児童生徒の調査をした結果、40名がいたということです。その中で実際に提供していない食品があるので、現在は、現場で対応を慎重にやっているのは先程申した4名ということをご理解をいただきたいと思っております。

それから先程北見、特に都市部中心のオホーツク管内の医師のタイアップの状況があったのですが、本町についても40名の児童生徒のうち、小中学校の調査では、調査の中に医師の指導等の項目もお願いしておりますので、小さい時から、どこの医療機関かは別にして40名のうち30名については、食物アレルギーの症状の相談について、医師とのタイアップをしているということで確認をさせていただいております。

今後の対応ですが、専門の医師との連携、特に今、平成20年度のガイドラインでは学校保健会のガイドラインを進めてましたが、たまたま平成24年12月に東京都の調布市でアレルギー症状が原因でないかというショックで亡くなった児童がございました。

そういうことで文科省もその後、有識者会議を開いて検討を行って、学校におけるアレルギーの対応ということで、今年度の3月26日にそういった有識者見解がでて、小清水町においても道教委を通じて4月1日に新しい学校現場の食物アレルギーのガイドラインが示されたばかりです。

そういったことで、先程ご質問のあった、学校の生活管理指導書というものが、今回新たに文科省から示されましたので、こういった管理データを作成しながらこれからの子どもたちのアレルギー対応について定期的に学校とも連携をしながら対応をはかっていきたいと思っております。

特にエピペンという医師が治療するまでの断定的な補助の注射薬なんですが、これは医師の承認のもとで当然家庭がそういった常備をしている本人が学校に持ってくることも考えられますので、こういったことは医療行為ではないということで見解がでますので、こういった対応も今後学校現場の中で、本町にはそういった重篤な患者はいないのですが、今後いろんな添加物だとか色々な対応が求められますので、学校現場でそういった管理栄養士、養護教諭を中心にそういった研修体制について、検討を進めていきたいと考えておりますのでご了解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）3点目の学校給食の問題については、特にそういった注射をする重篤の場合があるとおっしゃられました、都市部の大都市校であれば、消防署の救急隊との連携もはかるような学校もあろうかと思いますが、本町においてはそういう必要はないということのようでございますが、実際には学校の調理場の施設、設備の状態もありますから、あるいは調理員の人数等々、そ

の辺ともかみ合わせて学校医あるいは小児科の専門医と父兄との連携を今後とも一層はかって対応されることを強く要望して終わります。

○議長（坂田秀昭君）以上で、通告の一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時48分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎報告第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、報告第2号、平成25年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今上程されました報告第2号、平成25年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

議案書18ページをお願いいたします。

平成26年2月開催臨時町議会へ提案の補正予算第6号及び3月開催定例町議会へ提案の補正予算第7号で、それぞれ議決をいただきました繰越明許費につきまして、出納閉鎖を終え確定しました繰越額、及びその財源内訳をご報告するものでございます。

はじめに、6款1項農業費は、北斗地区排水機場機能保全計画策定業務として農業水利施設保全合理化事業で310万円、小清水北地区を事業区域とした道営担い手支援畑地帯総合整備事業で999万5千円、小清水南地区を事業区域とした道営戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業で903万円を、8款土木費は、2項道路橋梁費で、南3号基幹道路の改良・舗装として道営農道整備事業で1千462万5千円を、3項住宅費で、公営住宅南団地長寿命化工事として社会資本整備総合交付金事業で4千841万3千円、9款1項消防費は、消防救急デジタル無線整備事業で9千428万2千円を、10款3項中学校費は、中学校旧校舎解体事業で7千517万1千円、以上、総額で2億5千461万6千円の予算について、交付の決定又は同意を得た国・道支出金、地方債を財源として平成26年度に繰り越したものでございます。

以上、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ次に進みます。

◎報告第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、報告第3号、平成25年度小清水町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今上程されました報告第3号、平成25年度小清水町一般会計

継続費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

議案書 20 ページをお願いいたします。

平成 25 年度から平成 26 年度までの 2 ヶ年間の継続費で実施しております事業につきまして、平成 25 年度事業費の未執行額を繰越し、平成 26 年度事業費と合わせて執行するものでありまして、4 款 1 項保健衛生費の斜里郡 3 町終末処理事業につきまして 14 万 2 千円の予算を平成 26 年度に繰越したものでございます。

以上、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ次に進みます。

◎議案第 41 号

○議長（坂田秀昭君）日程第 13、議案第 41 号、専決処分した事件の承認について（町税条例等の一部を改正する条例制定）を議題といたします。

説明を求めます。

横山町民生活課長。

○町民生活課長（横山仁君）ただいま上程されました議案第 41 号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

この専決処分につきましては、町税条例等の一部を改正する条例制定でございまして、「地方税法等の一部を改正する法律」「地方税法施行令の一部を改正する政令」及び「地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令」の施行の関係から、専決処分としたものでございます。説明にあたりましては、別途配付しております、町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表及び町税条例改正の概要 3 月専決処分によりご説明申し上げます。

初めに、町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

1 ページ目の上段に記載のとおり、「地方税法等の一部を改正する法律」、「地方税法施行令の一部を改正する政令」及び「地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令」が平成 26 年 3 月 31 日に公布されております。

なお、新旧対照表につきましては、現行条例と改正条例の対比のほか、右の欄に改正内容を記載しておりますので、各条文における内容の詳細につきましては説明を省略させていただきます。

次に、配付しております、町税条例改正の概要をご覧ください。地方税法等の一部を改正する法律等の概要につきまして、住民に身近な改正事項を主として、条例改正のポイントに絞って説明したいと思います。

今回の町税条例改正の要旨でございしますが、町民税関係、軽自動車税関係、固定資産税関係について、所要の措置を講ずることとして地方税法等の一部が改正されたことに伴い、この改正部分について所要の改正及び条文整理を行うものでございます。

税制改正の概要につきましては、主な改正内容として下に記載の 3 点について、読みながら簡単に説明いたします。

ひとつは、町民税関係でございします。このことにつきまして、1 点目は、法人町民税法人税割の税率の引き下げについてでございしますが、地方法人税の創設に対応して、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたものでございます。施行期日につきましては、平成 26 年 10 月 1 日でございします。

2 点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例についてでございしますが、適用期限を 3 年間延長するものでございます。

3 点目は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についてでございまして、適用期限を 3 年間延長するものでございしますが、本町には該当

ありません。以上2点の施行期日につきましては、平成26年4月1日でございます。

次に、軽自動車税関係でございますが、このことにつきまして、1点目は、軽自動車税の税額の引き上げについてでございますが、三輪から四輪以上のものは、平成27年4月1日以降に初めて道路運送車両法の規定による車両番号の指定を受けたものが対象となり、平成27年3月31日以前のもは現行税額を適用するものでございます。施行期日につきましては、平成27年4月1日でございます。

2点目は、経年車重課の導入についてでございますが、道路運送車両法の規定による車両番号の指定を受けた日から起算して13年を経過したものが対象となり、平成27年3月31日以前のもはの本来税額は上記現行税額を適用するものでございます。施行期日につきましては、平成28年4月1日でございます。

次に、固定資産税関係でございますが、このことにつきまして、1点目は、わがまち特例の追加でございますが、既存の公共下水道除外施設、雨水貯留浸透施設に加え、公害防止用設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品に係る固定資産課税標準の特例措置の実施を行うものでございます。

2点目は、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税減額措置の創設を行うものでございます。

以上2点の施行期日につきましては、平成26年4月1日でございますが、本町には該当ありません。

以上で、議案第41号、専決処分した事件の承認についての説明を終了させていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

7番、工藤孝一議員

○7番（工藤孝一君）はい、7番。

今、条例の一部改正をする条例で説明がありましたが、法人税軽減と肉用牛、そして軽自動車、4点目には固定資産税に関わる税制改正ということで、本町に全体に及ぼす税収の増収あるいは減収と総体の税収の増減額について参考までにお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

横山町民生活課長。

○町民生活課長（横山仁君）軽自動車につきましては今後ということでございますけれども、それ以外については、さほど影響は無いと考えておりますけれども、正確な数字についてはちょっと押さえておりません。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。他に。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第41号、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第41号、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号及び議案第43号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、議案第42号及び日程第15、議案第43号、平成26年度小清水町一般会計補正予算（第2号）について、平成26年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今上程されました議案第42号、平成26年度小清水町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2千8万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億8千250万4千円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正は、特別養護老人ホームの指定管理協定の締結にあたり、経営安定化支援に関する条項を明記することから、当該年度支援となる経営安定化に資する補助金は、平成27年度から平成29年度までの3ヵ年間で、3千万円の限度額を、翌年度精算支援となる収支損失補填は、平成28年度から平成30年度までの3ヵ年間で期間とし、限度額は損失補填相当額として債務負担を追加するものでございます。

次に歳出予算ですが、11ページをお願いいたします。

主要施策調と合わせてご覧下さい。

はじめに、2款総務費、1項2目町民活動推進費は、萱野自治会館整備に係る補助金12万9千円追加、1項4目財産管理費は、低濃度PCB廃棄物であるトランス2台の処理に係る業務委託料97万2千円、2件のふるさとづくり寄附金の基金積立金20万円、合わせて117万2千円追加、2項2目賦課徴収費は、法人町民税法人税割の確定申告に伴い予算不足となる過誤納金払戻金50万円を追加計上するものです。

次のページになります、3款民生費は、1項8目ふれあいセンター費で、施設電気料の料金改定に伴い、料金改定前の基準年度との差額分を補填することとし、電気料金上昇影響額負担金51万4千円追加、1項10目介護保険対策費で、特別養護老人ホーム運営事業分として介護保険特別会計繰出金230万円追加、2項1目児童福祉総務費で、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う施設型給付費等管理システム構築に係る業務委託料216万円を追加計上するものです。

次のページになります、6款農林水産業費は、いずれも道の補助採択がありました事業費の追加としまして、1項3目農業振興費で、かぼちゃの残留農薬検査事業補助の消費・安全対策事業費補助金6万5千円、戸別所得補償制度に替わる経営所得安定対策推進事業の普及活動に対する補助金39万6千円、経営体育成支援事業として農業機械等の導入及び被災した農業施設の原形復旧に係る助成措置の強い農業づくり事業費補助金340万5千円、合わせまして386万6千円を追加、1項4目畜産振興費は、上徳地区共同利用模範牧場で使用しておりますトラクターの破損に係る車両更新負担金として297万円追加、1項6目活性化センター費は、畑作加工室ダクトファン取替に係る建物等修繕料96万6千円、活性化センターとJR用地の境界に設置しております線路侵入防止柵の老朽化に伴う敷設替え工事請負費479万6千円、合わせまして576万2千円を追加計上するものです。

10款教育費は、2項2目教育振興費で、老朽化により劣化し使用不能となったサッカーゴールの購入費用38万1千円追加、次のページになります、6項3目給食センター費は、屋上に設置しております外調機のフィルターの交換が必要となることから、フィルター購入に係る消耗品費32万9千円を追加計上するものです。

次に、歳入予算ですが、8ページにお戻り下さい。

14款道支出金は、2項2目民生費道補助金で、子ども・子育て支援新システム構築に対する歳出同額の補助金といたしまして216万円追加、2項4目農林水産業費道補助金は、いずれも道の採択があった事業の補助金としまして、消費・安全対策事業費補助金など、合わせまして386万6千円を追加、16款寄附金は、2件の寄附金20万円追加、17款基金繰入金は、歳出でご説明いたしました、町営牧場のトラクター更新に関し、その負担割合を町と指定管理者でありますJAとの折半とし、JAの負担額相当分を農畜産振興基金からの繰入金で対応することとし148万5千円追加、次のページになります、18款繰越金は、その他財源調整分としまして、1千237万2千円を追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）続きまして、議案第43号、平成26年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、愛寿苑の施設訪問診療等を小清水赤十字病院に業務委託しております、医務室等管理診察業務委託料において、誤って、未執行としてしまった平成25年度下半期分の支払額について、平成26年度予算に追加をいただきたく、ご提案させていただくものであります。

不適切な事務執行がありましたこと、ここに深くお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

この未執行分につきましては、地方自治法施行令第165条の8の規定によりまして、平成26年度現年度の歳出としなければならないことから、介護保険特別会計サービス事業勘定において、未執行額230万円を、一般会計からの繰入金を財源としまして、平成26年度予算に追加計上させていただくものであります。

今後、常に執行状況等を確認し、特に、事業完了後においては速やかに予算執行の手続を進めるよう適正な事務処理に努めて参りますので、よろしくご審議を賜り、ご認容下さいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）はじめに、議案第42号の質疑を受けます。

3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）ちょっとお聞きしたいんですけども、補正予算書の13ページでございんですけども、畜産振興費、町営牧場の関係のトラクターが破損、ちょっと聞きとれなくて、破損による購入というふうに関えたいんですけども、一般財源で148万5千円、その他148万、その他というのは基金繰り入れだと思いたいんですけども、トータルで297万円。

これは、トラクター購入は297万円で買えないと思うんですけども、事業費はどういう購入の仕方をしたのか、例えば修理で一部治したのか、その辺を詳しくお聞きしたいんですけど。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保産業課長。

○産業課長（久保弘志君）お答えいたします。

破損したトラクターにつきましては、平成5年取得のトラクターで、20年経過しておりまして、使用時間が2万時間程度となったところでございます。

破損箇所につきましては、4輪駆動4WDの部分で、車両を解体してみなければ、修繕できるかどうか不明な状況ということで、想定する修繕料といたしましては、120万円程度ということで見積もりがでてきたところでございます。しかし修繕をしたところ、そのまま使えるかどうか不明なことから、牧場の指定管理者であります、農業協同組合と協議をしてきたところですが、新たに新車と取得しますと1千万円程度の経費がかかるということですので、あまり経費をかけたくない、いわゆる預託料には求めたくないという考えがありまして、これにつきましては、中古のトラクターを探していたというところでございます。

その結果、年式については昭和59年、さらに古いトラクターですが、競種場いわゆる馬屋さんが使っていた使用時間としては、4千時間程度の中古のトラクターがありましたので、これについ

て購入をしたいと、いわゆる更新を図りたいということで、協議があったところでございます。

購入金額といたしましては、297万円を予定しているところでして、平成23年4月に協定締結しておりますが、指定管理業務協定の中で定めておりますけれども、100万円以上の備品等々の購入につきましては、2分の1を負担するという形になっておりますので、297万円の2分の1の額、148万5千円については、町が負担をするというのと、更に農協の負担分については、農畜産振興基金を活用することになっているところですが、これにつきましては、平成24年度に余剰額200万円を振興基金の方に積み立てております。これについては、各種機械等との更新時に農協の負担分として活用するというところで協議を了しておりますので、本件については、トラクターの更新ということですので、その農畜産振興基金を活用させていただきたいということです。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）町営牧場は、JAこしみずが指定管理者ということで締結してございますから、趣旨は分かりますけれども、この農業畜産振興基金、この財源は、根っこの部分は町の税金ですよ、基本的には。ちょっとその辺お聞きしたいんですけど。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保産業課長。

○産業課長（久保弘志君）一般的にはですね、農畜産振興基金につきましては、今現在国営の部分と牧場の部分と一般の部分との中身については三種類あるかと思えます。

このうち、町営牧場関係につきましては、あくまでも牧場収支の中で、余剰がでた段階でこの基金に積むというかたちになっていきますので、一般財源を積んだものではないということをご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第42号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第43号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第43号、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、議案第44号、小清水町立特別養護老人ホーム愛寿苑の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました議案第44号、小清水町立特別養護老人ホーム愛寿苑の指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

議案書33ページをお願いいたします。

小清水町立特別養護老人ホーム愛寿苑の管理・運営につきましては、昨年11月27日、北海道厚生農業協同組合連合会に受託要請をし、協議を進めてきたところではありますが、去る5月26日開催の同連合会理事会に提案されました、小清水町特別養護老人ホーム開設計画（案）について、理事会の承認をいただき、正式に受託が決定されたところでございます。

本施設の管理・運営を、公共的団体であり、高齢者福祉事業に積極的に取り組む方針の下で、既に特別養護老人ホームの経営実践を持つ同連合会が行うことによりまして、安定した経営と、医療と介護の連携による質の高いサービスの提供が図られるものと判断したところでありまして、公募によらない指定管理者の選定とするものでございます。

指定管理者の名称等でございますが、議案に記載のとおり、札幌市中央区北4条西1丁目1番地、北海道厚生農業協同組合連合会、代表理事長、奥野岩雄氏を指定管理者として指定し、指定の期間につきましては、平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第44号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号

○議長（坂田秀昭君）日程第17、議案第45号、小清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今上程されました議案第45号、小清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明申し上げます。

本計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正を受け、平成22年度から平成27年度を計画期間として、平成22年9月に町議会の議決をいただき策定したところであり、その後、ソフト事業の追加や計画搭載事業に係る事業見直しや事業追加による変更について、その都度、議会の議決をいただき現計画の変更を行っているものであり、今回の計画変更につきましても、

現行の搭載計画に係る事業精査等による中止及び変更、並びに新規事業につきまして事業追加の計画変更を行うものでございます。

議案書35ページの別紙、過疎地域自立促進市町村計画【変更】をご覧ください。

変更の内容は、計画本文の1産業の振興から6教育の振興までの項目ごとに掲載しております
(3)計画の表中に、それぞれ事業の中止、変更、追加を行うものであります。

はじめに、自立促進施設区分では1になります産業の振興では、その他事業といたしまして、住宅の改修等の助成を行う地域経済活性化事業を実施することとし、計画搭載しておりましたが、同事業の内容を同じく産業の振興区分中のソフト事業であります過疎地域自立促進特別事業へ追加を行う変更をしていることから、今回、その他区分における事業を中止する変更を行うものであります。

なお、ソフト事業への組み替えに係る計画変更につきましては、北海道との協議を要しない軽微な変更として、平成25年12月に変更を了しているものであり、軽微な変更については議会の議決を要しない事務処理となるものでありますので、申し添えさせていただきます。

次に、自立促進施設区分の2であります、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進中、市町村道道路については、浜小清水市街公園通り整備に係る延長及び幅員の変更を、同じく市町村道道路に小学校通り整備事業の追加を、橋梁につきましては、橋梁長寿命化整備事業の追加、農道に関しましては、美和第5地区農道整備に係る改良・舗装延長の変更を、次のページになります、自立促進施設区分の3になります生活環境の整備では、過疎地域自立促進特別事業に街路灯省電力化事業の追加を、次に自立促進施設区分の4になります高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、高齢者福祉施設・老人ホームの事業名及び実施面積の変更の他、過疎地域自立促進特別事業に高齢者タクシー利用料助成事業及び電話健康相談事業の追加を、次のページになります、自立促進施設区分の6になります教育の振興では、学校教育関連施設にスクールバス車庫整備事業の追加を行うものであります。

これら1事業中止、3事業の変更、ソフト事業を含む6事業の追加に係る計画変更に関しまして、本年4月28日付けをもって北海道との協議が整いましたことから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第45号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第45号、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号及び議案第47号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、議案第46号及び、日程第19、議案第47号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）ただ今上程されました、議案第46号、北海道町村議会議員公務災害補償

等組合規約の変更について、議案第47号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、一括してご説明申し上げます。

改正内容につきましては、お手元の両組合それぞれの新旧対照表のとおり、どちらの組合ともに条文を改正するものではなく、組合を組織する団体の加入脱退に伴う別表の改正でございます。加入する団体が、道央廃棄物処理組合、鷹栖町、上川町の3団体で新たに設立されたものや単独での加入によるものでございます。

脱退する団体は、上川中部消防組合、伊達・壮警学校給食組合、赤平市のこちらも3団体で解散や他の団体への移動によるものとなっております。

この加入脱退する団体に関連する両規約の別表について変更する内容となっております。

なお、両規約の改正あたっては、各市町村議会議決後に知事を経由して総務大臣の許可を要することとされていることから、施行期日につきましては、いずれも総務大臣の許可の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

はじめに、議案第46号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第46号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第47号、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号

○議長（坂田秀昭君）日程第20、議案第48号、除雪トラック交換事業にかかる購入契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）ただ今上程されました議案第48号、除雪トラック交換事業にかかる購入契約の締結についてご説明申し上げます。

この事業は、老朽化した除雪トラックを更新するものでございますが、この事業にかかる入札につきましては、平成26年6月13日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行い、お手元に配付してございます入札及び契約状況表番号1のとおり、1回目の入札で、東北海道いすゞ自動車株式会社網走営業所が2千690万円、消費税込金額2千905万2千円をもって落札したものであり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、この契約は、更新する現在の除雪トラックを下取りし、交換する契約となっております、

契約金額は下取り価格を除いた差額の金額となっております。購入金額より差し引いた下取り金額は、64万8千円でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第48号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第48号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時32分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎同意第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第21、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただ今上程されました同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、地方税法の規定に基づき選任されているものでございまして、現在の委員であります、石丸慎吾氏、坂井晃氏、関山美和氏の3氏は、本年6月30日をもって3年の任期が満了となりますことから、石丸慎吾氏、坂井晃氏、関山美和氏の3名につきまして引き続き再任したいと存じますので、地方税法第423条第3項の規定の定めるところによりご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

同意第2号、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、同意第2号、原案のとおり同意と決定されました。

◎閉会の宣言

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。これをもって、平成26年第6回町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(閉会 午前11時34分)